

## 入札説明書【総合評価落札方式】

中部地方整備局浜松河川国道事務所の「平成23年度 浜松河川国道管内交通量調査」に係る入札公告（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公 告 日 平成23年2月18日

2 契約担当官等

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局浜松河川国道事務所長 盛谷 明弘

浜松市中区名塚町266

3 業務の概要

（1）業務名 平成23年度 浜松河川国道管内交通量調査（電子入札対象案件）

（2）業務内容

本業務は、平成22年度に実施した道路交通センサス測定箇所における交通量の変動を把握し、管内道路網の検討を行うための基礎資料とするための調査業務である。

また、平成23年度の供用に伴う影響検討を行うため、供用後の現況交通量を把握する業務である。

（3）業務の詳細な説明

本業務の主な業務内容は以下のとおりである。

- ・定期観測 11箇所（春季・秋季）
- ・常時観測装置補正観測 5箇所
- ・断面交通量調査 平日18箇所、休日1箇所、観光期5箇所
- ・方向別交通量調査 平日8箇所、観光期5箇所
- ・渋滞長調査 平日16箇所、観光期5箇所
- ・ランプ交通量 平日18箇所、休日12箇所

（4）履行期限 契約締結日の翌日から平成24年3月15日

（5）入札方式等

本業務は、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式で実施するものである。また、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第85条の基準に基づく価格を設定する総合評価落札方式においては、予定価格が2,000万円を越える業務の場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う。

本業務は、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書（以下

「申請書等」という。)の資料提出及び入札を電子入札システム等で行うものとする。

また、本業務は、申請書等(技術提案書は除く)を提出する際に見積書の提出を求めるものとする。

電子入札システムで使用できるICカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のICカードのみである。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

「紙入札方式参加承諾願」については、国土交通省中部地方整備局ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/> 「企業と自治体」 - 「入札・契約情報」 - 「電子入札情報」 - 「電子入札中部地方整備局様式」よりダウンロードすること。

この申請書の受付窓口及び受付時間は次のとおりである。

・受付窓口：国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所 経理課

〒430-0811 静岡県浜松市中区名塚町266

TEL 053-466-0112 FAX 053-466-0124

まで持参により提出すること。

・受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の10時00分から16時00分まで。

#### (6) 成果品

成果品は次のとおりとする。

・成果報告書

・特記仕様書に示す成果品

### 4 競争参加資格

#### (1) 基本的要件

入札参加希望者は、次の1)に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

##### 1) 単体企業

予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下、「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

中部地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成23・24年度の一般競争(指名競争)参加資格の定期受付において、希望業種を土木関係建設コンサルタントとして申請していること。

なお、平成23年4月1日時点において、上記の一般競争(指名競争)参加資格の土木関係建設コンサルタントの認定を受けていなければならない。

(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(の再認定を受けた者を除く。)でない

こと。

申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けていないこと。

警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

1) に掲げる平成23・24年度の一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていない者も申請書等を提出することができるが、競争参加資格確認申請書の提出期限までに平成23・24年度の一般競争（指名競争）参加資格の定期受付において、希望業種を土木関係建設コンサルタントとして申請を行うこと。

競争参加資格確認通知の日は別表 の日を予定する。

#### (2) 業務拠点に関する要件

静岡県内に営業拠点等を有する者でなければならない。

営業拠点等とは、技術者が1名以上常駐する本店、支店又は営業所等を有していることをいう。

#### (3) 入札参加希望者の業務実績に関する要件

入札参加希望者は、平成13年度以降に完了（平成22年度完了予定含む）した以下に示す同種又は類似業務において、1件以上の実績を有していること。ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。

同種業務：交通量調査かつ交通渋滞調査

類似業務：交通量調査

#### (4) 配置予定主任技術者の資格に関する要件

配置予定主任技術者については以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

なお、外国資格を有する技術者（我が国及びWTO政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設市場整備課）を受けている必要がある。

また、申請書等の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも申請書等を提出することができるが、この場合、申請書等の提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が入札に参加するためには競争参加資格確認通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。競争参加資格確認通知の日は別表

の日を予定する。

技術士（総合技術監理部門又は建設部門）、土木学会が認定した特別上級技術者、上級技術者、1級技術者、RCCM（RCCMと同等の能力を有する者も含む。）のいずれかの資格を有している者又はこれらと同等と認められる者であること。

なお、これらと同等と認められる者とは次のとおり。

- ・ 関連分野の論文により学位を取得した工学博士
- ・ 関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者
- ・ 関連分野の20年以上の実務経験と十分な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者
- ・ これらと同等と認められる関連資格の取得者（筆記試験、面接試験など適切な試験方法により認定されたものに限る）

RCCMと同等の能力を有する技術者とは、RCCM資格試験に合格しており、転職等により登録が出来ない立場にいる技術者をいう。

関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績又は関連分野の20年以上の実務経験と十分な業務実績を配置予定主任技術者の資格として申請書等を提出する場合は、経歴書及び著述、論文、委員会の活動内容又は業務実績の概要及びその際の立場と役割を記載した概要書を提出すること。

関連分野の20年以上の実務経験とは、受発注者の立場に関係なく、関連分野において20年以上の実務経験があり、指導的立場の経験を有する者とする。

なお、指導的立場とは受注者であれば主任技術者、発注者であれば管理職相当とする。

十分な業務実績とは、例えば請負実績の場合、関連する分野の業務において、主任技術者として10件以上の経験を有する者とする。

## （5）配置予定主任技術者の業務実績に関する要件

配置予定主任技術者は、平成13年度以降に完了（平成22年度完了予定含む）した同種又は類似業務において1件以上の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の実績の他、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な業務を同種又は類似業務として認める。

同種業務：交通量調査かつ交通渋滞調査

類似業務：交通量調査

## ( 6 ) 配置予定主任技術者の手持ち業務に関する要件

1 ) 平成 23 年 4 月 1 日現在の全ての手持ち業務の契約金額合計が 4 億円未満かつ手持ち業務の件数が 10 件未満である者であること。

ただし、平成 23 年 4 月 1 日現在の手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が 2 億円未満かつ手持ち業務の件数が 5 件未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは主任技術者、担当技術者として従事している契約金額が 50 0 万円以上の業務をいう。

2 ) 本業務の履行期間中は配置主任技術者の手持ち業務量が 1 ) に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置主任技術者を、以下の から までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

当該配置主任技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

当該配置主任技術者と同等の技術者資格を有する者

過去 4 年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置主任技術者と同等以上の平均点を有する者又は過去 4 年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 75 点以上である者

手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定主任技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

3 ) 本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、配置予定主任技術者とは別に、以下の から までのすべての要件を満たす担当技術者を 1 名配置することとし、低入札価格調査時にその旨が確認できる書面として、当該業務の「予定主任技術者の経歴等」及び「予定主任技術者の同種又は類似業務の実績」記載様式を提出すること。その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、中部地方整備局競争契約入札心得第 6 条第 9 号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

配置予定主任技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

配置予定主任技術者と同等の技術者資格を有する者

過去 4 年以内の同種業務で地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 75 点以上の業務における主任技術者としての経験を有し、過去 4 年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく技術者成績の平均点が 75 点以上である者

手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定主任技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

## ( 7 ) 技術提案書に関する要件

1) 入札参加希望者は、次の事項について技術提案書を提出すること。

実施方針

業務実施体制

(8) 業務実施体制に関する要件

競争参加資格確認申請書等に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ・再委託の内容が主たる業務の場合。
- ・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。

(9) 競争参加資格を与えない要件

技術提案書に記載内容が次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は競争参加資格を与えない。

技術提案の提出が無い場合や内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない場合。

(10) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 親会社と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記a)又はb)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

## 5 担当部局

〒430-0811 静岡県浜松市中区名塚町266

中部地方整備局浜松河川国道事務所

経理課：契約手続きに関すること。

電 話 053-466-0112 F A X 053-466-0124

メールアドレス : keihamam@cbn.mlit.go.jp

調査第二課：競争参加資格確認申請書等の作成に関すること。

電 話 053-466-0117 F A X 053-466-0123

メールアドレス : s854461@cbn.mlit.go.jp

## 6 申請書等の提出等

( 1 ) 入札参加希望者は、申請書等を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

( 2 ) 入札参加希望者は、電子入札システムにより申請書、資料及び見積書を提出するものとし、技術提案書は、「電子メール」、「持参」又は「郵便（書留郵便に限る）又は託送（注1）（以下「郵送等」という。）」により提出すること。

申請書、資料及び見積書の提出方法は、電子入札システム「競争参加資格確認申請書」画面の添付資料フィールドに「申請書」（様式1）及び「資料」（様式2～7）、技術提案書フィールドに「見積書」をそれぞれ添付し提出すること。

なお、見積書の提出は、24 見積書の提出によること。

電子入札システムにより提出する申請書、資料及び見積書（以下、「電子入札システムによる提出資料」という。）のファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。

- ・ 一太郎 2007 以下
- ・ Microsoft Word2002 以下
- ・ Microsoft Excel2002 以下
- ・ その他アプリケーション PDF ファイル Acrobat6.0 以下  
画像ファイル JPEG 及び GIF 形式  
圧縮ファイル LZH 形式のみ  
ZIP 等、他の圧縮形式は認めない。

ただし、電子入札システムによる提出資料の容量が3MBを超える場合は、郵送等で提出すること。郵送等で提出する場合は、必要書類の一式を郵送等するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、郵送等にて提出する場合は、提出書類は電子媒体（CD-ROM等）に6(2)の形式で作成したファイルを記録したものを添付すること。

なお、郵送等で提出する場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより申請書等として送信すること。

郵送等する旨の表示

郵送等する書類の目録

郵送等する書類のページ数

## 発送年月日

また、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、持参又は郵送等により提出し、提出書類は電子媒体（C D - R O M等）に6（2）の形式で作成したファイルを記録したもの添付すること。

技術提案書（様式8～10）は、電子メール又は持参又は郵送等により提出するものとする。

技術提案書を電子メールにより提出する場合のファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成するものとし、送信容量を3M B以下とすること。

- ・一太郎 2007 以下
- ・Microsoft Word2002 以下
- ・Microsoft Excel2002 以下
- ・その他アプリケーション PDFファイル Acrobat6.0 以下  
画像ファイル JPEG 及び GIF 形式  
圧縮ファイル LZH 形式のみ  
ZIP 等、他の圧縮形式は認めない。

ただし、電子メールによる提出資料の容量が3M Bを超える場合は、持参又は郵送等で提出し、提出書類は電子媒体（C D - R O M等）に6（2）の形式で作成したファイルを記録したものを添付すること。

技術提案書を持参又は郵送等で提出する場合は、必要書類の一式を持参又は郵送等するものとし、電子メールとの分割は認めない。

提出期間及び提出先は以下のとおりとする。

- ・提出期間：以下のとおり提出期間が異なるため、注意すること。

様式1～7及び見積書 別表 1)のとおり

様式8～10 別表 2)のとおり

- ・提出先等：様式1～7及び見積書

電子入札システムにより提出

紙入札方式の承諾を受けた者は担当部局5へ持参又は郵送により提出

様式8～10

担当部局5へ電子メール又は持参又は郵送

注1 「託送」とは…民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で書留郵便と同等のものとする。

（3）競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとする。

なお、競争参加資格確認通知の日は、別表 の日を予定する。

（4）その他

申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

分任支出負担行為担当官は、提出された申請書等を本案件に係る手続き以外に提出者に無断で使用しない。

提出された申請書等（CD-ROM 等の電子媒体含む）は、返却しない。

提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして分任支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。

申請書等に関する問い合わせ先 5 と同じ。

## 7 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 申請書等を提出した者のうち、競争参加資格がないと認められた者に対しては、競争参加資格がないと認めた理由を付して通知する。

(2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、分任支出負担行為担当官中部地方整備局浜松河川国道事務所長に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

(3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内に書面により行う。

(4) 競争参加資格がないと認めた理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下の通りである。

・受付場所：5 と同じ

・受付時間：上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く 10 時 00 分から 16 時 00 分まで

## 8 総合評価に関する事項

### (1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案等をもって入札し、次の各要件に該当する者の中、次の(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

入札価格が予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。

上記において、評価値の最も高い者が 2 者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

### (2) 総合評価の方法

技術提案等の内容に応じ、次の 1)、2)、3)、4) の評価項目毎に評価を行い、技術点を与える。

なお、技術点の最高得点は 60 点、最低点数は 0 点とする。

1) 基本事項評価（企業）

2) 基本事項評価（技術者）

### 3)技術提案書

4)技術提案の履行確実性を評価する場合がある。

技術点の算出方法は、以下のとおりとする。

#### 【技術提案の履行確実性を評価する場合】

技術点合計 = ( 基本的事項評価点 ) + ( 技術提案評価点 ) × ( 履行確実性評価に基づく履行確実性度 )

#### 【技術提案の履行確実性を評価しない場合】

技術点合計 = ( 基本的事項評価点 ) + ( 技術提案評価点 )

基本事項評価点 = 基本事項評価点（企業）+ 基本事項評価点（技術者）

技術提案評価点 = 技術提案に係る評価点

履行確実性に関する評価に基づく履行確実性度 = 1 . 0 0 ~ 0

価格点の評価方法は以下のとおりとする。

価格点 = 価格点の配分点 × ( 1 - 入札価格 / 予定価格 )

なお、価格点の配分点は 60 点とする。

総合評価は、入札者の申込みに係る上記 により得られた技術点と上記 により得られた価格点の合計値（評価値）をもって行う。

#### （3）技術提案に対する審査等

技術提案に対する審査及び評価は、技術的所見を浜松河川国道事務所建設コンサルタント選定委員会において行う。

#### （4）評価内容の担保

技術提案書に記載された内容については、業務完了後において、履行状況について検査を行う。受注者の責により入札時に提示された技術提案の履行がなされなかつた場合は、見直しの評価を行い、当初評価値との差により、違約金を徴収する。ただし、ペナルティー額は入札価格の 10 % を上限とする。この取り扱い方法については、契約締結時に定め、契約書に明記するものとする。なお、業務成績評定についても、最大 10 点を限度に減ずるものとする。ただし、特に悪質と認められる場合は、最大 20 点まで減ずるものとする。

#### （5）技術点に関する基準

競争参加資格確認資料等の評価項目、評価基準並びに評価のウェートは、以下のとおりとする。

基本事項評価（企業）について

評価項目	評価基準	配点	得点
業務実績	平成 13 年度以降の同種又は類似業務の実績を以下のとおり評価する。（平成 22 年度完了予定も含む）		3

	<p>同種業務の実績がある。</p> <p>類似業務の実績がある。</p>	3 0	
業務成績	<p>過去 4 年間の中部地方整備局発注業務における TECRIS の業務分野において道路に該当する業務成績の平均点を次の順位で評価する。</p> <p>なお、過去 4 年間に中部地方整備局発注業務における TECRIS の業務分野において道路に該当する業務の平均点が 60 点以下の場合及び過去 4 年間に中部地方整備局発注業務における TECRIS の業務分野において道路に該当する業務の受注実績が無い場合で、過去 4 年間に中部地方整備局以外の機関（以下、「他機関」という。）における同種又は類似業務の受注実績が無い場合は、加点しない。</p>		7
	中部地方整備局発注業務における平均点が 75 点以上	7	
	中部地方整備局発注業務における平均点が 70 点以上 75 点未満	4	
	以下のいずれかの場合	1	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中部地方整備局発注業務における平均点が 60 点以上 70 点未満</li> <li>・過去 4 年間に中部地方整備局発注業務における TECRIS の業務分野において道路に該当する業務の受注実績が無い場合で、過去 4 年間に他機関における同種又は類似業務の実績がある場合</li> </ul>		
	以下のいずれかの場合	0	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中部地方整備局発注業務における平均点が 60 点未満</li> <li>・過去 4 年間に中部地方整備局発注業務における TECRIS の業務分野において道路に該当する業務の受注実績及び他機関における同種又は類似業務の受注実績が無い場合</li> </ul>		
業務拠点	業務拠点を以下のとおり評価する。		5
	浜松河川国道事務所管内 <sup>*1</sup> に本社(店)、支社(店)又は営業所等を有する。	5	
	静岡県内に本社(店)、支社(店)又は営業所等を有する。	3	
	上記以外	0	
企業信頼度（指名停止等の措置）	<p>技術提案書提出日が以下の期間内である場合、評価点を減じるものとする。</p> <p>なお、営業停止処分以外は、中部地方整備局からの処分に限る。</p> <p>ア) 営業停止又は指名停止期間満了後 6 ヶ月。</p>		- 5

	イ) 文書注意措置後 2 ヶ月		
	ウ) 口頭注意措置後 1 ヶ月		
	処分を受けていない	0	
	処分を受けている	- 5	

\* 1 : 藤枝市、吉田町、川根本町、島田市、牧之原市、御前崎市、菊川市、掛川市、森町、袋井市、磐田市、浜松市、湖西市

#### 基本事項評価（技術者）について

評価項目	評価基準	配点	得点
業務実績	平成 13 年度以降の同種又は類似業務の実績を以下のとおり評価する。（平成 22 年度完了予定も含む。）		3
	同種業務の実績がある。	3	
	類似業務の実績がある。	0	
業務成績	過去 4 年間の中部地方整備局発注業務における TECRIS の業務分野において道路に該当する業務成績の平均点を次の順位で評価する。  なお、過去 4 年間に中部地方整備局発注業務における TECRIS の業務分野において道路に該当する業務の平均点が 60 点以下の場合及び過去 4 年間に中部地方整備局発注業務における TECRIS の業務分野において道路に該当する業務の受注実績が無い場合で、過去 4 年間に他機関における同種又は類似業務の受注実績が無い場合は、加点しない。		7
	中部地方整備局発注業務における平均点が 75 点以上	7	
	中部地方整備局発注業務における平均点が 70 点以上 75 点未満	4	
	以下のいずれかの場合 ・ 中部地方整備局発注業務における平均点が 60 点以上 70 点未満 ・ 過去 4 年間に中部地方整備局発注業務における TECRIS の業務分野において道路に該当する業務の受注実績が無い場合で、過去 4 年間に他機関における同種又は類似業務の実績が有る場合	1	
	以下のいずれかの場合 ・ 中部地方整備局発注業務における平均点が 60 点未満 ・ 過去 4 年間に中部地方整備局発注業務における TECRIS の業務分野において道路に該当する業務の受注実績及び他機関における同種又は類似業務の受注実績が無い場合	0	
	技術者信頼度	優良表彰受賞年度が平成 19 年度から平成 22 年度の優良	5

( 優良表彰 )	表彰の受賞の有無について以下のとおり評価する。		
	なお、優良表彰の受賞実績は、技術者が受賞したものを対象とし、国土交通省による優良表彰の他、公的機関による全国レベルでの賞の受賞、表彰及び関連分野での論文賞、著作賞、全国規模の発表会での受賞等も認める。		
	中部地方整備局からの優良表彰の受賞実績	5	
	他地整又は公的機関による全国レベルでの賞の受賞実績	1	
	優良表彰の受賞実績がない	0	

### 技術提案書

評価項目	評価基準	得点
実施方針	実施方針（工程表や業務フロー等を含む）について、業務の内容、目的を理解し、業務成果の品質向上に資する提案や業務実施方針の妥当性が高い場合に優位に評価する。	20
業務実施体制	実施体制について、業務を遂行する上で適切な体制が確保されている場合や業務経験者や専門技術者を配置している場合に優位に評価する。	10

### 技術提案の履行確実性に関する評価

- 1 履行確実性を評価する場合の基準は、別添資料「履行確実性の審査・評価のための追加書類等」の3.に示す他、以下のとおりとする。

#### - 2 履行確実性に関するヒアリング

1) 予定価格の制限の範囲内の価格で入札したすべての者について、所定の期間内に履行確実性に関するヒアリングを実施する場合がある。

実施場所：中部地方整備局浜松河川国道事務所内

実施予定日：追加資料の提出期限から5日以内

時間：30分程度

出席者：配置予定主任技術者及び増員担当技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で3名以内とする。

2) ヒアリングの日時、詳細な場所、留意事項等は、別途連絡する。

3) 入札者のうち、その申込みに係る価格が調査基準価格に満たない者には、開札後、速やかに「低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」の実施の可否について、電話で確認を行う。

4) 3)の実施が可能な者に対しては、技術提案書とは別に、別添資料「履行確実性の審査・評価のための追加書類等」の2の資料を以下により提出を求める。

提出先：5 と同じ

提出期限：追加資料の提出要請日から3日以内の日

なお、提出要請時に改めて通知する。

提出方法：持参により 3 部提出すること。また同時に、追加提出資料の電子媒体（CD-R 1 部）を提出すること。

5) 履行確実性に関する評価における資料の作成及び提出、履行確実性に関するヒアリングに係る費用（発注者側の経費は除く）は、入札者の負担とする。

## 9 入札説明書の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問は、文書（書式自由、ただし規格は A4 判）により行うものとし、電子入札システムにより提出することとし、提出後電話で通知すること。なお、電子入札システムによる質問書の提出にあたっては、質問書に業者名（過去に受注した具体的な業務名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。）を記載しないこと。このような質問があった場合には、公正な入札の確保が出来ないため、その者の行った入札を原則として無効とする。

紙入札方式の者は、持参又は電子メール（着信を確認すること。）により提出すること。なお、持参又は電子メールで提出する場合、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及び FAX 番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

質問の受付先：5 と同じ。

質問の受付期間：別表 のとおり。

(2) 質問に対する回答は、質問を受理した日から 5 日（休日を含まない。）以内に電子入札システムにより回答するので確認すること。また、下記のとおり閲覧に供する。なお、紙入札者に対しては別途回答する。

閲覧場所：浜松河川国道事務所 1 階ロビ - 掲示板

閲覧期間：回答の翌日から開札日の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、  
8 時 30 分から 17 時 15 分まで

## 10 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(1) 入札書の受付期間

別表 のとおり。（紙入札の場合も同じ。）

(2) 入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により 5 の契約手続きに関する担当部局まで持参又は郵送等すること。

(3) 開札の日時及び場所

別表 のとおり。

## 11 入札方法等に関する事項

(1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る

課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

( 2 ) 入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。

ただし、場合によっては 3 回目を執行することがある。

なお、やむを得ない場合を除き随意契約には移行しない。

## 12 入札保証金及び契約保証金

( 1 ) 入札保証金 免除。

( 2 ) 契約保証金 免除。

## 13 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

第 1 回目の入札が不調になった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。

なお、紙入札方式参加者で第 1 回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱うが、再度入札を行うこととなったときは、再度入札に辞退したものとして取り扱う。

## 14 入札の無効等

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊中部地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格がある旨を確認された者であっても、開札の時において指名停止を受けている者その他の開札の時において 4 に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

また、入札参加者が競争参加資格確認通知を受け、入札した場合においても、以下に該当する場合は入札を無効とする。

( 1 ) 技術提案書の記載内容又は技術提案に関するヒアリングの聞き取り内容において次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合。

技術提案書

・業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容となっている。

- ・実施方針と特定テーマの技術提案に矛盾等があり、整合性が図られていない。
- ・実施方針と業務実施体制のいずれかが 0 点の場合

( 2 ) 図面、仕様書及び現場説明書、参考資料等（変更分含む。）の交付を受けていない場合。

( 3 ) 履行確実性に関する評価

- ・履行確実性に関するヒアリングに応じない場合（履行確実性に関するヒアリングの日時、指定場所に来なかった場合を含む）及び開札後に追加資料の提出を求められた者が追加資料（履行確実性に関するヒアリングの当日に持参し、履行確実性に関するヒアリングの前までに提出する書面を含む）を提出期限までに提出しない場合等。（ただし、天災・事故・病気等、特別な場合は除く）

## 15 落札者の決定方法

( 1 ) 落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で前記 8 .( 1 )により決定するものとする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も評価値が高い者を落札者とすることある。

( 2 ) 予決令第 85 条に基づく調査基準価格を設定する案件において落札者となるべき者の入札価格がその調査基準価格を下回る場合は、予決令第 86 条の調査を行うものとする。

( 3 ) 予決令第 86 条に基づく調査内容、提出する資料（様式・作成要領）については、国土交通省中部地方整備局 HP（<http://www.cbr.mlit.go.jp/>「企業と自治体」 - 「入札・契約情報」 - 「低入札価格調査情報」 - 「低入札価格調査（建設コンサルタント等）」）に掲載を行っているので、入札参加に際して必ず確認すること。

## 16 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務

予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、次の（ 1 ）から（ 4 ）について実施するものとする。なお、（ 1 ）及び（ 2 ）については、履行確実性の評価及び予決令第 86 条の調査に先立ち、実施の可否について確認を行うものとする。

( 1 ) 配置予定主任技術者の制限

配置予定主任技術者の制限について、次の 1 ) 及び 2 ) を実施するものとする。なお、1 ) により配置する技術者は、測量調査設計業務実績情報システム（ T E C R I S ）に登録すること。

1 ) 本業務の配置予定主任技術者としての要件を満足し、過去 4 年以内の同種業務で地

方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 75 点以上の業務における主任技術者としての経験を有し、過去 4 年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく技術者成績の平均点が 75 点以上である技術者を、配置予定主任技術者とは別に担当技術者として配置し、業務実施上必要となる全ての打合せに配置主任技術者と同席出席するものとする。また、増員担当技術者の手持ち業務量は、配置予定主任技術者の手持ち業務量の制限を超えない者とする。

2) 本業務の履行期間中は配置主任技術者の手持ち業務量が契約金額で 2 億円、件数で 5 件を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置主任技術者を、以下の から までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

当該配置主任技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

当該配置主任技術者と同等の技術者資格を有する者

過去 4 年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置主任技術者と同等以上の平均点を有する者又は過去 4 年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 75 点以上である者

手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定主任技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

## (2) 品質証明等

当該業務の不備により、国土交通省に損害を与えた場合、受注者の責任において損害補填する旨を明記した、平成 23・24 年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けた代表者の直筆署名による品質証明書を提出すること。ただし、契約当事者が委任状により当該業務の契約締結権限等を受任している者である場合には、代表者及び受任者の 2 名による連名の直筆署名とする。また、損害補填の期間は、本業務に係る事業が完成するまでとする。

提出された品質証明書は、中部地方整備局ホームページにて公表する。

## (3) 再委託

特記仕様書で示す軽微な部分の再委託を除いた再委託額が業務委託料の 3 分の 1 以内とすることとし、開札後に実施する低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務確認時及び履行確実性に関するヒアリング前段及び低入札価格調査の際に確認するものとする。

## (4) 打合せ

業務実施上必要となる全ての打合せに主任技術者と（1) 1 の担当技術者が出席するものとする。また、業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任監督員による履

行確認を行うものとする。

17 落札者の決定結果に不服がある者に対する理由の説明

- (1) 総合評価落札方式における非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、分任支出負担行為担当官に対して非落札理由についての説明を落札者決定の日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面（様式は自由）により求めることができる。
- (2) 上記（1）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面により行う。
- (3) 受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
- ・受付場所：5と同じ
  - ・受付時間：上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く10時00分から16時00分まで

18 再苦情申立て

- (1) 7の「分任支出負担行為担当官からの競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明」及び17の「非落札理由の説明」に不服がある者は、分任支出負担行為担当官からの回答を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、書面により、中部地方整備局長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。なお、再苦情の申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。
- (2) 再苦情申立ての受付場所及び再苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の入手先
- ・中部地方整備局 主任監査官（契約管理官・技術開発調整官）
  - ・電話 052-953-8113（直通）内線2114（2222・3120）
  - ・時間 上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く10時00分から16時00分まで

19 契約書作成の要否

測量調査等請負契約書により契約書を作成するものとする。

20 支払条件

前払金 無 部分払 無

21 火災保険付保の要否 否。

22 関連情報を入手するための照会窓口 5 同じ

23 申請書等の作成及び記載上の留意事項

申請書等の様式は、別紙（様式1～10（A4判））のとおりとし、文字サイズは10ポイント以上とし、書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及

び計量法によるものとする。

なお、提出書類について、この入札説明書及び別添の様式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

(1) 競争参加資格確認申請書の作成

競争参加資格確認申請書は、別添（様式 - 1）により作成するものとする。

(2) 競争参加資格確認資料の作成及び留意事項

競争参加資格確認資料は、別添（様式 - 2～7）に示すとおりとし、以下に留意し、作成するものとする。

競争参加資格確認資料に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
入札参加希望者の業務拠点	<ul style="list-style-type: none"><li>・静岡県内の業務拠点を記載する。</li><li>・発注者が予定価格算出に用いる基準、歩掛等を通知する際の連絡先を記載する。</li><li>・記載様式は様式 - 3 とする。</li></ul>
入札参加希望者の同種又は類似業務の実績	<ul style="list-style-type: none"><li>・入札参加希望者が過去に受注した業務実績について記載する。</li><li>・記載する業務は平成 13 年度以降に完了（平成 22 年度完了見込みを含む）した業務とする。</li><li>・記載する業務の件数は、1 件とする。</li><li>・記載様式は様式 - 4 とし、図面、写真等を引用する場合も含め、A4 判 1 枚以内に記載する。</li><li>・また、入札参加希望者が過去 4 年間に中部地方整備局発注業務における TECRIS の業務分野において道路に該当する業務の受注実績が無い場合は、過去 4 年間に他機関から受注した同種又は類似業務の実績を様式 - 4 - 2 に記載する。</li><li>・なお、過去 4 年に他機関から受注した同種又は類似業務の実績が様式 - 4 と同じ業務を記載する場合は、業務の分類の欄に「様式 - 4 と同じ」と記載し、業務名、業務概要等の欄は、記載不要とする。</li><li>・記載する業務の件数は、1 件とする。</li><li>・記載様式は、図面、写真等を引用する場合も含め、A4 判 1 枚以内に記載する。</li></ul>
配置予定管理技術者の経歴等	<ul style="list-style-type: none"><li>・配置予定主任技術者について、資格、経歴等を記載する。</li><li>・平成 23 年 4 月 1 日現在の全ての手持ち業務を記載するものとし、国土交通省以外の発注者（国内外問わず。）のものも含めてす</li></ul>

	<p>べて記載する。</p> <p>なお、手持ち業務のうち、国土交通省直轄業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に【低】を付して記載すること。</p> <p>また、全ての手持ち業務とは主任技術者、担当技術者として従事している契約金額が 500 万円以上の他の業務とし、プロポーザル方式による業務で配置予定主任技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載様式は様式 - 5 とする。</li> </ul> <p>なお、関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績又は関連分野の 20 年以上の実務経験と十分な業務実績を配置予定主任技術者の資格として申請書等を提出する場合は、経歴書及び著述、論文、委員会の活動内容又は業務実績の概要及びその際の立場と役割を記載した概要書を提出すること。</p>
配置予定管理技術者の同種又は類似業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配置予定主任技術者が過去に従事した同種又は類似業務の実績を記載する。</li> <li>・記載する業務は平成 13 年度以降に完了（平成 22 年度完了見込みを含む）した業務とする。</li> <li>・記載する業務の件数は、1 件とする。</li> <li>・記載様式は様式 - 6 とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1 業務につき A4 判 1 枚以内に記載する。</li> </ul> <p>なお、業務実績が関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の場合は、業務実績を具体的に明らかにするためのレポートを提出すること。</p> <p>レポートは、「業務の概要」及び「業務における立場と役割」を A4 判 1 ~ 3 枚に記述した資料及び経歴書とすること。</p> <p>なお、自らが関わったことが客観的に証明できる論文や著述その他成果物等を提出することでレポートの提出に代えることができるが、この場合においても A4 判 1 枚程度の概要を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・また、配置予定主任技術者が過去 4 年間に中部地方整備局発注業務における TECRIS の業務分野において道路に該当する業務の受注実績がない場合は、過去 4 年間に他機関から受注した同種又は類似業務の実績を様式 - 6 - 2 に記載する。</li> <li>・なお、過去 4 年に他機関から受注した同種又は類似業務の実績が様式 - 6 と同じ業務を記載する場合は、業務の分類の欄に「様式 - 6 と同じ」と記載し、業務名、業務概要等の欄は、記載する必要は</li> </ul>

	<p>ない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載する業務の件数は、1件とする。</li> <li>・記載様式は、図面、写真等を引用する場合も含め、A4判1枚以内に記載する。</li> </ul>
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の分担について記載する。</li> <li>・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。</li> <li>・記載様式は様式-7とする。</li> <li>・業務の分担がない場合も様式に「業務の分担なし」と記載して提出すること。</li> </ul>

業務実績を証明する資料及び配置予定主任技術者の資格証明書の写し

入札参加希望者が過去に受注した業務実績として記載した業務について、その業務に係る契約書の写しを提出すること。

配置予定主任技術者が過去に従事した同種又は類似業務の実績として記載した業務について、請負業務で従事した実績の場合、その業務に係る契約書及び配置予定主任技術者が従事したことが確認できる資料（例えば業務計画書の表紙及び配置予定主任技術者が業務に従事していることが確認できるページ）等の写しを提出すること。

ただし、入札参加希望者及び配置予定主任技術者の業務実績が、財団法人日本建設技術総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム（T E C R I S）」に登録され、業務の内容が確認できる場合、契約書及び配置予定主任技術者が従事したことが確認できる資料の写しは提出する必要がない。

なお、発注者の立場として業務に従事した実績の場合、その業務の発注機関の証明を受けた、予定主任技術者がその業務に従事したことが類推できる経歴書等の資料を提出すること。

配置予定主任技術者が保有する資格について、合格証明書等の写しを提出すること。

### （3）技術提案書の作成及び留意事項

技術提案書は、別添（様式-8～10）に示すとおりとし、以下に留意して作成するものとし、提案内容の根拠等を説明できる資料を補足資料として添付することができる。

なお、技術提案書は、本業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本入札説明書において記載された

事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

#### 技術提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
実施方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・本業務の実施方針について簡潔に記載する。</li><li>・記載様式は様式 - 9 とし、A4判2枚以内に記載する。</li></ul>
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"><li>・本業務の実施体制について簡潔に記載する。</li><li>・記載様式は様式 - 10 とし、A4判1枚以内に記載する。</li></ul>

#### 既存資料の閲覧

技術提案書の作成にあたり、以下の資料を閲覧することができる。

1)資料名：平成21年度 浜松管内交通量調査

平成22年度 浜松管内交通量調査（中間報告）

2)閲覧場所：調査第二課 電話 053-466-0117

3)閲覧期間：技術提案書の提出期限の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く  
毎日、9時00分から17時00分まで（事前に上記の担当部局に連絡  
すること。）

### 24 見積書の提出

1)入札参加希望者は、申請書等の提出時に本業務に係る見積書の提出を行うものとする。

2)本業務は、予定価格の算出のために見積徴集を行うが、技術提案書の提出の前に発注者から競争参加希望者へ積算基準や採用歩掛等について通知するので競争参加資格申請時の様式に電子メールまたはFAXにより連絡の取れる連絡先（メールアドレスまたはFAX番号）を必ず記載すること。なお、連絡先の記載のなかった場合には、積算基準や採用歩掛等を連絡しないこととするうえ、その後、技術提案書が提出されたとしても受理しないこととし、競争参加資格を与えない場合がある。また、技術提案書の提出は、5（調査第二課）に提出することとし、積算基準や採用歩掛等を通知したメールアドレスに技術提案書を返信（提出）しないこと。なお、これにより提出された場合、技術提案書を受理しないこととし、競争参加資格を与えない場合がある。

### 25 その他の留意事項

1)手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2)入札参加者は、別冊中部地方整備局競争契約入札心得、別冊中部地方整備局電子入札運用基準及び別冊契約書案を熟読し、中部地方整備局競争契約入札心得を遵守すること。

3)申請書等に虚偽の記載をした場合においては、申請書等を無効とするとともに、指名

停止を行うことがある。

- 4 ) 本入札説明書に示す同種又は類似業務の実績については、我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあっては、我が国における同種又は類似業務の実績をもって判断するものとする。
- 5 ) 本業務を受注したコンサルタント及び本業務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。  
なお、「資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者」とは次に掲げる者をいう。
  - ・建設業者の（若しくは建設業者が自社の）発行済株式総数の100分の50を超える株式を保有又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。
  - ・建設業者（若しくは自社）の代表権を有する役員が自社（若しくは建設業者）の代表権を有する役員を兼ねている者。
- 6 ) 申請書等の提出後においては、原則として記載された内容の変更を認めない。また、落札者は、申請書等に記載した配置予定主任技術者を当該業務の技術者として配置すること。技術者の変更は原則としてできない。但し、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更が必要となった場合には、変更後の技術者が当該技術者と同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- 7 ) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、9時00分から18時00分まで稼動している。また、稼動時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼動時間を延長する場合は、電子入札施設管理センターホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。
  - ・電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>
- 8 ) システム操作上の手引書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考すること。「電子入札準備手順書」は、電子入札施設管理センターホームページでも公開している。
- 9 ) 障害発生時及び電子入札システム操作時の問い合わせ先は次のとおりとする。
  - ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先  
電子入札施設管理センターヘルプデスク 電話03-3505-0514  
電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>
  - ・ただし、申請書類、応札等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、5へ連絡すること。
- 10 ) 本文中及び表中の業務成績に関する過去4年間とは、業務完了年度が平成19年度から平成22年度までとする。
- 11 ) 本入札に係る落札及び契約締結の条件は、当該業務に係る平成23年度本予算が成立し、予算示達がなされ、かつ平成23・24年度の土木関係建設コンサルタントの一般競争（指名競争）参加資格を受けた場合とする。

暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の計上とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

別表

	競争参加資格確認通知の日	平成23年3月28日
	申請書等の提出期間	<p>1) 様式1～7及び見積書 平成23年2月21日から平成23年2月25日までの10時00分から16時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)</p> <p>2) 様式8～10 平成23年3月4日から平成23年3月18日までの10時00分から16時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)</p>
	入札説明書の内容についての質問の受付期間	平成23年2月21日から平成23年3月24日までの10時00分から16時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
	入札書の受付期間	平成23年4月4日10時00分から 平成23年4月5日16時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
	開札の日時及び場所	平成23年4月6日14時30分 浜松河川国道事務所入札室
	調査基準価格未満で入札した者に求める追加資料の提出期限	別途通知する 追加資料は必ず持参すること。なおメール、FAXによる提出は受理しない。
	履行確実性に関するヒアリング	別途通知する

## 競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局浜松河川国道事務所長 盛谷 明弘 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

( 又は 支店長 )

平成23年2月18日付で公告のありました「平成23年度 浜松河川国道管内交通量調査」に係る競争参加資格について確認されたく必要書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

注) 印については、持参又は郵送等にて提出する場合は、押印するものとする。

なお、紙入札方式による場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（380円）に相当する切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて提出してください。

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局浜松河川国道事務所長 盛谷 明弘 殿

住 所 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

( 又は 支店長 )

印

## 平成 23 年度 浜松河川国道管内沿交通量調査

### 競争参加資格確認資料

連絡先 担当部署 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

T E L \_\_\_\_\_

F A X \_\_\_\_\_

平成 23 年 2 月 18 日 付けて 公告のありました「平成 23 年度 浜松河川国道管内交通量調査」の競争参加資格確認資料を別紙のとおり提出します。

注 1 ) 電子入札システムにより提出すること。ただし、競争参加資格確認申請書等の、合計容量が 3 M B を超える場合には、持参又は郵送等（締切日時必着）で提出すること。この場合、提出書類は電子媒体（ C D - R O M 等）に入札説明書「 6 . 申請書等の提出等」の（ 2 ）の形式で作成したファイルを記録したものを添付すること。

注 2 ) 印については、持参又は郵送等にて提出する場合は、押印するものとする。

## 入札参加希望者

営業拠点等の所在地	
会社名	営業拠点等の所在地

所在を証するものを添付すること。（パンフレット等。）

## 発注者が予定価格算出に用いる基準、歩掛等を通知する際の連絡先

会社名	
部署	
連絡者	
メールアドレス	
T E L	
F A X	

## 入札参加希望者の同種又は類似業務の実績

業務の分類	
業務名	
TECRISの登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	

業務分類には、同種業務又は類似業務を記載すること。

業務の概要については具体的に記述すること。

図面、写真等を引用する場合も含め、A4判1枚に記載する。

## 入札参加希望者の同種又は類似業務の実績

( 中部地整地方整備局発注業務の受注実績が無い場合に記載 )

業務の分類	
業務名	
TECRISの登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	

業務分類には、同種業務又は類似業務を記載すること。

なお、他機関における過去 4 年間の同種又は類似業務の受注実績が様式 - 4 と同じ業務を記載する場合は、業務の分類の欄に「様式 - 4 と同じ」と記載し、業務名、業務概要等の欄は、記載不要とする。

業務の概要については具体的に記述すること。

図面、写真等を引用する場合も含め、1 業務につき A 4 判 1 枚に記載する。

## 配置予定主任技術者の経歴等

ふりがな 氏名	生年月日			
所属・役職				
保有資格 (資格名、登録番号、取得年月日)				
手持業務の状況(平成23年4月1日現在), 契約金額500万円以上(ただし、国土交通省直轄業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に【低】を付して記載すること。)				
業務名(TECRIS登録番号)	職務上の立場	発注機関	履行期間	契約金額
				(契約金額合計 万円)
優良表彰受賞年度が平成19年度から平成22年度の技術者の優良表彰				
表彰年度	業務名	発注者	表彰者	

注：優良表彰があった場合、その写しを提出すること。

## 配置予定主任技術者の同種又は類似業務の実績

業務の分類	
業務名	
TECRISの登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	

業務分類には、同種業務又は類似業務を記載すること。

業務の概要又は従事経験内容を具体的に記載すること。

図面、写真等を引用する場合も含め、1業務につきA4判1枚に記載する。

配置予定主任技術者の同種又は類似業務の実績

( 中部地整地方整備局発注業務の受注実績が無い場合に記載 )

業務の分類	
業務名	
TECRISの登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	

業務分類には、同種業務又は類似業務を記載すること。

なお、他機関における過去 4 年間の同種又は類似業務の受注実績が様式 - 6 と同じ業務を記載する場合は、業務の分類の欄に「様式 - 6 と同じ」と記載し、業務名、業務概要等の欄は、記載不要とする。

業務の概要又は従事経験内容を具体的に記載すること。

図面、写真等を引用する場合も含め、1 業務につき A4 判 1 枚に記載する。

## ・業務実施体制

分担業務の内容	備 考

注 1 : 業務の分担を行わない場合は、分担業務の内容の欄に「業務の分担なし」と記載する。

注 2 : 他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
中部地方整備局浜松河川国道事務所長 盛谷 明弘 殿

住 所 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印  
( 又は 支店長 )

## 平成 23 年度 浜松河川国道管内交通量調査

### 技術提案書

連絡先 担当部署 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
T E L \_\_\_\_\_  
F A X \_\_\_\_\_

平成 23 年 2 月 18 日 付 け で 公 告 の あ り ま し た 「 平 成 23 年 度 浜 松 河 川 国 道 管 内 交 通 量 調 査 」 の 技 術 提 案 書 を 別 紙 の と お り 提 出 し ま す。

注 1 ) 電子メール、持参又は郵便（書留郵便に限る）又は託送により提出すること。ただし、合計容量が 3 M B を超える場合には、持参又は郵送等（締切日時必着）で提出すること。持参又は郵送等の場合、提出書類は電子媒体（ C D - R O M 等）に入札説明書「 6 . 申請書等の提出等」の（ 2 ）の形式で作成したファイルを記録したものを添付すること。技術提案書を持参又は郵送等で提出する場合は、必要書類の一式を持参又は郵送等するものとし、電子メールとの分割は認めない。

注 2 ) 印については、持参又は郵送等にて提出する場合は、押印するものとする。

実施方針

A4判2枚以内に記載する。

業務実施体制

A4判1枚以内に記載する。

## 別添資料

### 履行確実性の審査・評価のための追加書類等

#### 1 調査基準価格

調査基準価格は、次の表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった①から④までに掲げる額の合計額に、100分の105を乗じて得た額とする。ただし、地質調査業務以外に係る契約については、その額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の8を乗じて得た額とし、10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額とし、地質調査業務に係る契約については、その額が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の8.5を乗じて得た額とし、3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に3分の2を乗じて得た額とする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の7.5を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額
補償関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

なお、「設計業務等における新たな積算手法の試行について」（平成21年5月22日国官技第45号）の試行対象となっている業務においては、下表のそれぞれの項目に記載された額とする。

業務区分	①	②	③	④
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費（積み上げ部分）の額	直接経費（積み上げ部分を除く）及び間接原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額

#### 2 履行確実性に関する評価のための追加資料

入札参加者の申し込みに係る価格が1の調査基準価格に満たないときは、以下に掲げる全ての資料の提出を求めるものとする。

様式1	当該価格により入札した理由
様式2	入札価格の内訳書、入札価格の内訳書の明細書
様式2-1	一般管理費等内訳書
様式3	当該契約の履行体制
様式4	手持の建設コンサルタント業務等の状況
様式4-1	手持ち業務の人工
様式5	配置予定技術者名簿
様式5-1	直接人件費内訳書
様式6	手持機械等の状況
様式7	過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者 ・過去3カ月分の給与支払額が確認できる給与明細書、賃金台帳の写し及び過去3カ月分の法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写し ・再委託先からの見積書（再委託先の押印があるもの） ・増員担当技術者の経歴を証明できる書面 ・平成21・22年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けた代表者の直筆署名による品質証明書。ただし、契約当事者が委任状により当該業務の契約締結権限等を受任している者である場合には、代表者及び受任者の2名による連名の直筆署名（ヒアリングの当日に持参し提出すること） ・その他、様式1～7の書面を説明する上で必要となる書面（ヒアリングの当日に持参すること）

なお、配置予定技術者名簿には、配置予定技術者（管理技術者、担当技術者、照査技術者、増員担当技術者）及び再委託先技術者を記載するものとする。

また、入札者の都合による追加資料の提出後の修正及び再提出は一切認めない。

### 3 技術提案の履行確実性の審査・評価方法の概要

(1) 技術提案の履行確実性の審査は、技術提案書（履行確実性の審査に必要な部分に限る。）、入札説明書の履行確実性に関するヒアリング及び開札後に提出される追加資料等をもとに行い、技術提案の確実な履行の確保が認められる場合には、技術提案に係る評価点（以下「技術提案評価点」という。）をその履行確実性に応じて付与する。

なお、ヒアリングに応じない場合（ヒアリングの日時、指定場所に来なかつた場合を含む）及び追加資料の提出を求められた者が追加資料（ヒアリングの当日に持参し提出する書面を含む）を提出期限までに提出しない場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。（ただし、天災・事故・病気等、特別な場合は除く）

(2) 履行確実性の具体的な審査・評価方法は、a)業務内容に対応した費用が計上されているか、b)配置予定技術者（増員担当技術者含む、照査技術者除く。以下、同じ。）に適正な報酬が支払われることになっているか、c)品質管理体制が確保されているか、d)再委託先への支払いは適正かをそれぞれ審査し、a)からd)までの各項目毎に審査した上で、5段階（A～E）で総合的に評価する。

(3) 審査の内容は、次のとおりとする。

a) 業務内容に対応した費用が計上されているか

審査内容	様式	審査結果
直接人件費、直接経費、技術経費、諸経費等が必要額を確保しているかを審査する。	様式1 様式2 様式2-1 様式5-1 様式6	○：確保されていると認められる。 ×：確保されていると認められない。

必要額は、1. 調査基準価格の表中の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」（平成16年6月10日付け国官会第367号）に基づいて算出される、調査基準価格算出の基礎となつた①～④のそれぞれの項目に記載された額とする。

b) 配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか。

審査内容	様式	審査結果
配置予定技術者への適正な報酬の支払いが確保されているか。	様式3 様式5 様式5-1	○：確保されていると認められる。 ×：確保されていると認められない。
配置予定技術者の人工が適正であるか	様式4 様式4-1 様式7	○：適正であると認められる。 ×：適正であると認められない。

上記の2つの内容のいずれも「○」の場合は、項目b)の審査結果を「○」とし、それ以外を「×」とする。

※なお、様式には過去3カ月分の給与明細書、賃金台帳及び法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写しを含む

c) 品質管理体制が確保されているか。

審査内容	様式	審査結果
照査予定技術者への適正な報酬の支払いが確保されているか。	様式3 様式5 様式5-1	○：確保されていると認められる。 ×：確保されていると認められない。
照査予定技術者の人工は適正であるか。	様式4 様式4-1 様式7	○：適正であると認められる。 ×：適正であると認められない。

上記の2つの内容のいずれも「○」の場合は、項目③の審査結果を「○」とし、それ以外を「×」とする。

【照査技術者未設定業務の場合】

- ①及び②の審査において、品質確保の観点からも審査したうえで、①及び②の審査結果を参考に審査する。

※なお、様式には過去3カ月分の給与明細書、賃金台帳及び法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写しを含む

d) 再委託先への支払いは適正か。

審査内容	様式	審査結果
再委託業務内容を再委託先が確認しているか。	様式2 様式3	○：確認していると認められる。 ×：確認していると認められない。

	様式 5－1 再委託先見積 書	
--	-----------------------	--

再委託するものではなく、全て自社にて実施する旨の説明があった場合には、業務内容に応じた費用の計上や配置予定技術者に対する適正な報酬の支払いについて厳格な審査が必要であるため、①及び②の審査結果を参考に、再委託業務がないという状況を踏まえた必要額等であるか否かについて審査する。

(4) 評価に当たっては、次的方式により行うものとする。

- ① 調査基準価格以上の価格で申込みを行った者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあるとはされていないことから、技術提案の確実な履行の確保が必ずしも十分にされないと認める具体的な事情がない限り、(2)の履行確実性の評価をAとし、履行確実性度を1.0として評価するものとする。
- ② 調査基準価格を下回る価格で申込みを行った者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、(2)a)からd)までの審査項目を(3)に示した様式等を基に審査した結果、○と審査した項目数に応じて、次の表の○と審査した項目数の欄に掲げる評価に対応する履行確実性度を付与するものとする。

○と審査した項目数	評価	履行確実性度
4	A	1.0
3	B	0.75
2	C	0.5
1	D	0.25
0	E	0

#### 4 その他

予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、業務実施中及び業務完了後において、履行確実性に関する評価において追加提出された資料（業務完了後においては業務実施状況を踏まえた実施額に修正した資料を求める）により、履行状況や成果等について下記の確認項目等により確認を行い、これらの結果を業務成績評価に厳格に反映させる場合がある。

【確認項目】※以下の審査項目a)～d)とは、履行確実性に関する評価の審査項目

- ①審査項目a)～c)において審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- ②審査項目d)において審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- ③その他、「打合せ」への正当な理由なく遅刻等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- ④業務成果品のミス、不備 等

様式 1

当該価格により入札した理由

## 樣式 2

## 入札価格の内訳書【建築関係の建設コンサルタント業務以外】

### (道路詳細設計業務の場合の標準記載例)

業務名称								
設計書コード								
項目	工種	種別	細別	業務実施金額 (A=B+C)	うち自社実 施金額(B)	うち再委託 予定金額(C)	官積 算額 (D)	備考
直接業務費	道路構造物 設計	道路設計	道路詳細 設計(A)					一次内訳書-1
	打合せ	打合せ協議						
	直接経費	旅費交通費						
		電子成果物						
間接業務費	技術経費							
	諸経費							諸経費に係る内 訳書
合計								再委託予定金額 の比率○○%

入札価格の内訳書の明細書【建築関係の建設コンサルタント業務以外】  
 (道路詳細設計業務の場合の標準記載例)

(一次内訳書の様式)

一次内訳書－1 道路詳細設計 1 kmあたりの費用内訳						
項目	名称・規格	単位	数量	業務実施金額	官積算額	備考
直接業務費	設計計画及び施工計画	(km) 式				
	現地踏査	(km) 式				
	平面縦断設計	(km) 式				
	横断設計	(km) 式				
	道路付帯構造物・小構造物設計	(km) 式				
	仮設構造物・用排水設計	(km) 式				
	設計図	(km) 式				
	数量計算	(km) 式				
	照査	(km) 式				
	小計					

(諸経費に係る内訳書の様式)

諸経費の内訳					
項目	工種	種別	細別	業務実施金額	備考
間接業務費	諸経費	間接業務費	業務管理費		
		一般管理費等	一般管理費		
			付加利益		
	諸経費計				

### 【一般管理費等内訳書】

樣式 2 - 1

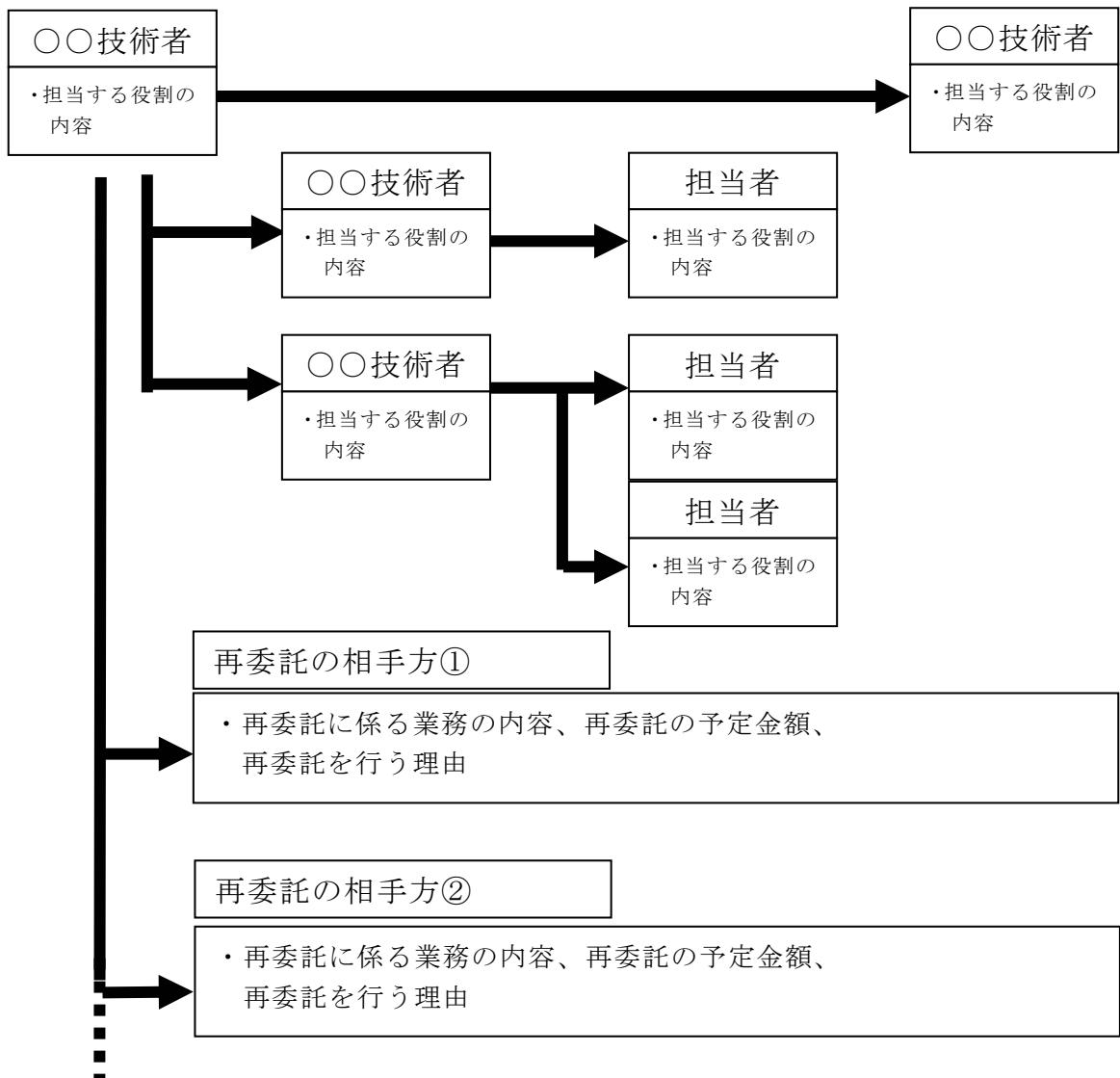
一般管理費等內訛書

契約対象業務名		
費目・項目	金額(円)	備考
一般管理費等		
.....		
.....		
.....		
法定福利費		
旅費交通費		
事務用品費		
通信運搬費		
水道光熱費		
地代家賃		
減価償却費		
租税公課		
保険料		
契約保証費		
.....		
.....		

様式3

当該契約の履行体制

(1) 履行のための体制図（全体像）



(2) 業務に係る実施体制

技術者の区分	氏名	役職・部署	担当する役割	備考

様式 4

手持の建設コンサルタント業務等の状況

( 技術者) (氏名 : )

業務名	発注機関	履行期間	契約金額	備考

## 様式 4－1

### 手持ち業務の人工(当該業務も含む)

( 技術者)(氏名: )		手持ち業務の人工(当該業務も含む)												日数を記入								
業務名・業務項目	業務名・業務項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考								
業務名	業務名	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1	10	20	1								
業務名	業務名	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7								
A業務	○○検討										1.0	1.0	2.0	1.0	1.0	0.5						
	○○調査										1.0	1.0	1.5	1.5	1.0	1.0						
	○○整理										1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0						
	報告書作成															2.5	2.5					
	小計										1	1	2	2	2	2.5	2	1	1	3.5	2.5	
B業務	○○検討										1.0	1.0	2.0	1.0	1.0	0.5						
	○○調査										1.0	1.0	1.5	1.5	1.0	1.0						
	○○整理										1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0						
	報告書作成															2.5	2.5					
	小計										1	1	2	2	2	2.5	2	1	1	3.5	2.5	
C業務											1.0	1.0	2.0	1.0	1.0	0.5						
											1.0	1.0	1.5	1.5	1.0	1.0						
											1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0						
																2.5	2.5					
	小計										1	1	2	2	2	2.5	2	1	1	3.5	2.5	
人工合計(日)											3	3	6	6	6	7.5	6	6	3	3	10.5	7.5

## 樣式 5

## 配置予定技術者名簿



## 樣式 6

## 手持機械等の状況

＜自社又は再委託予定先が機械を保有している場合＞

#### ＜自社又は再委託予定先が機械をリースする場合＞

様式 7

過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者

( 技術者 ) ( 氏名 : )

通し番号	業務名	発注者名	履行期間	契約金額	業務成績評定点	備考

## 見 積 書

業務の名称 : 平成23年度 浜松河川国道管内交通量調査

標記業務について、見積書を提出します。

平成 年 月 日

国土交通省 中部地方整備局  
浜松河川国道事務所長 盛谷 明弘 殿

住 所  
電話番号  
会 社 名  
代 表 者 役職名 氏名 (印)

## 平成23年度 浜松河川国道管内交通量調査

- ・記入例を参考に人工を記載して下さい。
- ・内訳(測量技師、測量技師補、軽作業員等)及び員数を2段書きで記入して下さい。
- ・交通量調査員については、交代要員を含む員数を記入して下さい。
- ・平日・休日または観光期の1回分を記入して下さい。

調査内容	調査時間帯	調査箇所	地点形状	調査方向数	交通量調査員員数(※)	資料整理員数(※)	備考
	○時～○時	○○交差点	○差路	○方向	軽作業員 4	測量技師補 0.4	記入例
ランプ交通量調査	平日 7-19時	小立野IC	ハーフIC	2方向			
		森岡IC	フルIC	4方向			
		加茂IC	ハーフIC	2方向			
		豊田東IC	フルIC	4方向			
		見付IC	フルIC	4方向			
		岩井IC	フルIC	4方向			
		三ヶ野IC	フルIC	4方向			
		玉越IC	フルIC	4方向			
		堀越IC	フルIC	4方向			
		久能IC	フルIC	4方向			
		国本IC	ハーフIC	2方向			
		沢田IC	ハーフIC	2方向			
		西郷IC	フルIC	4方向			
		大代IC	フルIC	4方向			
		向谷IC	フルIC	4方向			
		旗指IC	フルIC	4方向			
		野田IC	フルIC	4方向			
		東光寺IC	ハーフIC	2方向			
		谷稻葉IC	フルIC	4方向			

## 平成23年度 浜松河川国道管内交通量調査

調査内容	調査時間帯	調査箇所	地点形状	調査方向数	交通量 調査員 員数(※)	資料整理 員数(※)	備考
	○時～○時	○○交差点	○差路	○方向	軽作業員 4	測量技師補 0.4	記入例
方向別交通量調査	平日 7-19時	三方原町交差点	4差路	12方向			
		空港入口交差点	4差路	12方向			
		梅橋交差点	3差路	6方向			
	平日・観光期 7-19時	大野交差点	3差路	6方向			
		長篠北交差点	3差路	6方向			
		乗本交差点	4差路	12方向			
		平井交差点	4差路	12方向			
		杉山北交差点	4差路	12方向			
渋滞長調査	平日 7-10、16-19時	加茂川交差点	4差路	4方向			
		見付IC	フルIC	4方向			本線2方向、交差道路2方向
		富士見町東交差点	4差路	4方向			
		三ヶ野IC	フルIC	4方向			1号BP2方向、1号現道流入2方向
		堀越IC	フルIC	4方向			本線2方向、交差道路2方向
		久津部東交差点	4差路	4方向			
		梅橋交差点	3差路	3方向			
		向谷IC	フルIC	3方向			本線2方向、交差道路1方向
		大井川橋東側 交差点	4差路	4方向			
		道悦島交差点	4差路	4方向			
		阪本北交差点	4差路	4方向			
		色尾交差点	4差路	4方向			
		葵町交差点	4差路	4方向			
		三方原交差点	4差路	4方向			
	観光期 11-14、16-19時	大野交差点	3差路	3方向			
		長篠北交差点	3差路	3方向			
		乗本交差点	4差路	4方向			
	平日 7-10、16-19時 観光期 11-14、16-19時	平井交差点	4差路	4方向			
		杉山北交差点	4差路	4方向			

**平成23年度 浜松河川国道管内交通量調査  
(2. 5 旅行速度調査)**

- ・下記を参考に人工を記載して下さい。
- ・必要に応じて項目の追加・削除等の修正をして下さい。
- ・ライトバン運転に係る運転手はオーナーとして、計上しないものとします。

**事前調査**

1 km当り						
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
主任監督員		人				測量技師
監督員		人				測量技師補
交通量調査員		人				軽作業員
ライトバン運転費		式				
雑品		%				労務費の〇〇%
<b>計</b>						

**実査**

1 km当り						
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
主任監督員		人				測量技師
監督員		人				測量技師補
交通量調査員		人				軽作業員
ライトバン運転費		式				
雑品		%				労務費の〇〇%
<b>計</b>						

**調査結果確認整理**

1 km当り						
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
主任監督員		人				測量技師
監督員		人				測量技師補
交通量調査員		人				軽作業員
雑品		%				労務費の〇〇%
<b>計</b>						